

ては、地域の事情に応じ、まず、「当面の対応策」に定める「今後の具体的施策の方向」に沿った基本的な対応方針を策定するとともに、就労先の確保、疾病等を有する者への保健医療対策や、更生施設、養護老人ホーム、宿所提供施設や宿泊所の拡充による多様な居住場所の確保、生活保護制度の適切な運用等、全庁的な体制を整備し、問題の解決に積極的に取り組むようお願いしたい。

また、「当面の対応策」に基づく自立支援センター等の施設の設置に当たって、個々の市のみでは設置が非効率と考えられる場合は、周辺市町村が共同して設置する等、必ずしもホームレスの数がそれ程多くない地域においても、必要な施策が十分に展開できるよう、都道府県の支援をお願いしたい。

ア 実態調査及び街頭相談の実施

ホームレスに至る原因は複雑多様であり、地域によって異なっているとも考えられる。このため、各地域において効果的な対策を策定するため、必要に応じて、ホームレスの実態等について調査するようお願いする。

また、ホームレス問題への対応としては、個々の状況を的確に把握した上で、それぞれに応じた対策を適切に実施することが重要である。

このため福祉事務所を中心とする総合的な相談体制を確立するとともに、保健所等関係機関とも連携を図り、街頭相談を積極的に実施することが重要である。

なお、これら相談機能を十分発揮させるためには、経験豊富な人材の確保、職員体制の整備とともに、社会福祉法人やNPO等の民間団体との連携・協力も有効と考えられるので、これらの活用についても十分に検討をお願いする。

おって、これらのニーズや実態を把握するための調査や街頭相談等の相談体制の強化を図るための費用については、国庫補助の対象となるのでご活用願いたい。

イ ホームレス自立支援事業の実施

ホームレスの就労による自立を支援することを目的とした本事業については、現在、全国で8か所の運営がなされており、一応の成果をおさめていると考えら

れる。平成14年度においても、その拡充を図るため、実施か所数の増を図ったところである。

つについては、ホームレスを多く抱える地域を有する地方公共団体においては、その拡充を図るようお願いする。また、それ程ホームレスが多くない地方公共団体においても、周辺の地方公共団体と共同で設置する等、可及的速やかに本事業が実施できる体制の確保に努められたい。

ウ ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）の実施

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスに対して、緊急一時的な居住場所を提供し、健康状態の悪化等を防止することにより、その自立を支援することを目的とした本事業については、現在、全国で2か所の運営がなされており、平成14年度においては、その定員増を図ったところである。

また、シェルターの設置に当たって、用地取得や周辺住民の理解を得ることの困難性等を考慮し、比較的小規模の施設についても国庫補助の対象とすることとしたので積極的な活用を図られたい。

なお、シェルター事業の実施に当たっては、街頭相談事業や自立支援事業との連携を図るとともに、既存施設を利用したグループホーム的な運営等、積極的かつ柔軟な対応をお願いしたい。

エ ホームレス能力活用推進モデル事業

清掃業務や雑誌回収等のいわゆる都市雑業的な職種の開拓、情報収集・提供等を行うことにより、一般雇用施策での対応が困難なホームレスの就労による自立を支援することを目的とした本事業については、平成14年度においても、引き続きモデル的に実施することとしており、自立支援センターを設置している市(区)においては、同センターと連携して本事業の実施に努められたい。

特に、ホームレス能力活用推進モデル事業の実施に当たっては、NPO等の民間団体との連携、協力、あるいは委託等が有効な場合もあるので、十分検討をお

願いたい。

(3) ホームレス問題に対する国会等の動き

現在、国会においては、野党提案による「ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案」が継続審査の取扱いとされており、与党においても「与党三党ホームレス問題に関するワーキングチーム」の場で法制化を含めた議論がなされている等、国政の場においても、その動きが更に活発になっているところであるので、今後の動向に十分注視されたい。

5 消費生活協同組合の指導及び育成について

(1) 健全な運営の確保について

今日、消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）に基づき設立されている生活協同組合（以下「生協」という。）は約1,200組合、組合員数は延べ約5,000万人にも及んでいる。また、その事業の範囲は、共済事業や供給事業をはじめ各種利用事業等幅広い分野に及び、契約高や事業高においても膨大な額に上るなど、生協の活動は国民生活に多大な影響を与えている。

一方、経済状況や資産運用環境は依然として低迷しており、生協を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

いうまでもなく生協は、消費者による自主的な相互扶助組織であり、その運営については、組合員自身が決定していくべきものであるが、かかる情勢に鑑み、次の事項に留意のうえ、健全な運営が確保されるよう引き続き指導を願いたい。

ア 健全な管理運営

生協は生協法に基づく特別の法人であり、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、責任ある経営が求められている。

については、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、設立や事業の許認可に際し、十分な検討及び審査をお願いする。

また、事業毎の収支の明確化や組合員に対する情報開示など、法の趣旨に則った運営の確保についても、種々の機会を捉えて徹底するようお願いする。

イ 運営への組合員の参加

生協の組織の巨大化に伴い、経営に直接携わる役職員と組合員との間で、生協

運営についての合意形成が不十分であると思われる事例や、組合員の意識や生活スタイルの変化などにより、組合員が単に生協の事業を利用するだけに止まっている事例が見受けられる。

生協の運営に当たっては、役職員と組合員とが情報を共有し、共通の認識に立って運営されることが重要であることから、事業や財務の状況が組合員に周知され、組合員が積極的に参加できるように、特段の指導をお願いする。

ウ 政治的中立の確保

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判を招くことのないよう引き続きご指導願いたい。

(参考)「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」

(平成11年3月5日、地域福祉課長通知)

— 抜粋 —

今般、選挙に際し組合を特定の政党のために利用すると考えられる事例について、入念的に示せば下記のとおりであるので、ご留意の上、管下組合の指導に遺憾なきを期されたい。

記

組合が選挙に際し、組織として行う次のような行為

- (1) 理事会、総（代）会等の組合の機関において、特定の政党又は候補者の支援を決定すること。
- (2) 機関紙、チラシその他組合が発行する印刷物によって、特定の政党又は候補者の推薦等を行うこと。
- (3) 店舗等組合が管理する施設において、特定の政党又は候補者のポスター等を提示すること。
- (4) 特定の政党又は候補者の選挙運動のために、組合が管理する施設、

車両、備品等を提供すること。
(5) 特定の政党又は候補者を直接支援することを目的とする組織に、
組合として参画すること。

エ 「消費生活協同組合模範定款例」の改正について

平成12年1月に「消費生活協同組合模範定款例」の改正が行われたところであり、その趣旨と改正内容は、社会・援護局長通知（平成12年1月7日社援第20号）にお示ししたとおりであるが、各都道府県におかれては、未だ定款変更を行っていない生協に対して、この趣旨を踏まえて改正するよう指導するとともに、定款変更認可に際しては適切に審査するようお願いする。

オ 生協の保健福祉サービス事業

生協の行う保健福祉サービス事業に係る員外利用許可については、社会・援護局地域福祉課長通知（平成11年3月31日社援地第14号、以下「当職通知」という。）により取り扱われているところであるが、障害者福祉対策の一層の充実を図る観点から、平成14年2月21日付けで当職通知を一部改正し、生協が行う障害者の福祉に関する事業についても員外利用許可の対象とすることとしたので、周知願いたい。

なお、事業の実施に当たっては、介護保険や医療保険の関係部局及び障害者福祉関係部局等との十分な連携を図りつつ、その健全な運営が確保されるようご配意願いたい。

(2) 検査指導等について

ア 検査指導の留意事項について

都道府県が生協に対して行う検査指導等については、「消費生活協同組合に対する検査の実施について」（昭和52年11月5日社生第62号社会局長通知）

によりお願いしているところであるが、平成14年度の検査指導に当たっては、その内容を踏まえるとともに、引き続き次の点についても十分配慮願いたいこと。

- ① 長期間事業活動を休止している生協に対する解散を含めた適切な指導
- ② 多額の欠損金を抱える生協に対する債務解消のための計画策定の指導
- ③ 住宅事業等の利用事業を中心とする生協に対する運営の適正化の指導

なお、近年一部の生協において、役員が生協の資金を横領するという事件や介護保険事業に絡む介護報酬の不正請求事件が報道されたほか、生協の子会社等における不正事件が報道された。こうした行為は生協全体の信用失墜につながるものであるので、都道府県においては、今後かかる事案が発生することのないよう、各生協に対して指導の徹底を図られたい。特に生協が事業を行ううえでの必要性に基づき、会社を設立したり、会社に出資したりする場合は、その設立や運営についても組合員の意思が反映される必要があるので、子会社の設立等に当たっては、総代会の承認を得るとともに、毎事業年度の事業の概況や決算の状況を総代会の議案書に掲載し、情報開示するなど、子会社等の運営についても適正に行われるよう各生協を指導されたい。

イ 不祥事案等に対する対応について

昨年、地方厚生局が発足したことに伴い、都道府県に対する技術的助言は地方厚生局が行うこととなっているが、不祥事案の発生等、緊急に対応すべき事態が生じた場合には、当分の間、地方厚生局と本省の両方にご連絡いただくようよろしくお願いしたい。

(3) その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査

本調査については、生協行政等への有効な活用を図ることを目的として、来年

度も引き続き実施する予定であるので御協力願いたい。

なお、都道府県におかれては、本調査の結果から生協の基本的事項を把握し、管下生協に対する指導等に活用願いたい。

イ 生協関係予算等

(ア) 消費生活協同組合運営状況調査委託費

生協の経営環境が改善しない中で、所管行政庁としては、生協の運営実態の的確な把握が求められていることから、平成14年度においても消費生活協同組合運営状況調査を実施することとしている。各都道府県におかれては、本事業を実施することにより、各管内の生協の運営実態の把握に努め、それに則した適切な指導に活用されたい。

なお、平成14年度の調査テーマ、内容等の詳細については別途通知する予定である。

(イ) 消費生活協同組合貸付金

本貸付金は、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」(昭和28年法律第13号)に基づき、生協における設備整備等に必要な資金の貸付を行う都道府県に貸付けることにより、生協の健全な発展を図るものであり、平成14年度予算案においては3千5百万円が計上されているところである。

各都道府県におかれては、管内生協にこの貸付金の趣旨を十分説明のうえ、その活用を図られたい。

(ウ) 日本政策投資銀行融資

生協が店舗等の建設・整備に必要な資金を長期的に安定した金利で調達できるよう、日本政策投資銀行により次の融資制度が設けられているので、その積極的な活用について、管内生協へ周知願いたい。

生活関連物資自主流通施設

- ・ 融資対象 供給、集配送、包装等供給事業の用に供する施設
(店舗、配送センター、加工工場等)
- ・ 金 利 政策金利 I
- ・ 融資比率 30%程度

ウ 商法の一部改正に伴う生協法等の改正について

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年11月28日法律第129号）により、消費生活協同組合法の一部改正が行われ、第93条の3第1項中「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有する」を「総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を有する」に改められ、平成14年4月1日から施行することとされたところであるので、ご了承願いたい。

なお、関連会社の定義に係る生協法施行規則の一部改正も近く予定されているところであり、改正があり次第、別途通知する。

(参考) 消費生活協同組合法新旧対照表

改正後	<p>第93条の3 当該行政庁は、第10条第1項第4号の事業を行う組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社（当該組合が<u>総株主又は総社員の議決権（商法（明治32年法律第48号）第211条ノ2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。次項において同じ。）又は関連会社（当該組合が実質的な支配を及ぼしているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する会社をいう。次項において同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>2 (略)</p>
現行	<p>第93条の3 当該行政庁は、第10条第1項第4項の事業を行う組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社（当該組合が<u>発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有する会社をいう。次項において同じ。）又は関連会社（当該組合が実質的な支配を及ぼしているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する会社をいう。次項において同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>2 (同上)</p>

第2 連 絡 事 項

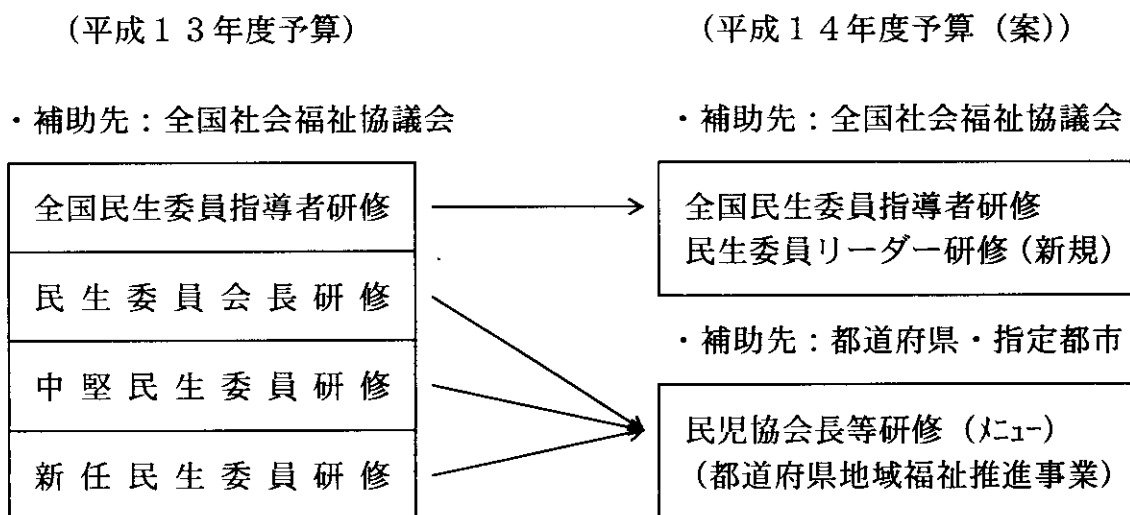
1 奉仕活動・体験活動の推進について

文部科学省では、平成14年度より奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を図ることとしている。具体的には市町村段階において体験活動ボランティア活動支援センターの設置（全国で1,100箇所）が予定されており、その実施に当たって社協ボランティアセンターへの連携・協力が求められているところである。

については、市町村教育委員会から市町村社協ボランティアセンターに対して要請があった場合には、当該社協ボランティアセンターの実情に応じ可能な範囲で、協力を行うよう指導願いたい。

2 平成14年度の民生委員関係予算（案）について

平成14年度予算（案）においては、これまで全国社会福祉協議会に補助してきた民生委員研修費のうち、都道府県・指定都市社協が実施する研修（民生委員会長研修等）については、都道府県地域福祉推進事業のメニュー事業として対応し、また、全国社会福祉協議会が実施する研修としては全国民生委員指導者研修に加えて民生委員リーダー研修を実施することとしている。詳細については別途連絡する。



また、これまで全国社会福祉協議会に補助してきた「心配ごと相談事業」は廃止することとし、平成14年度においては、老健局所管の「介護予防・生活支援事業」の市町村事業のメニューである「高齢者地域支援体制整備・評価事業」の事業内容を見直し、地域における高齢者等に対する相談支援体制の整備の支援を図る事業の実施を検討しているため、これまで心配ごと相談事業を実施してきた市町村社協を含め管内市町村及び社協に対して地域の相談支援体制の拡充、強化について積極的に取り組まれるよう指導願いたい。

3 全国ボランティアフェスティバルについて

平成14年度の全国ボランティアフェスティバルは、山梨県で実施される予定となっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いします。

第11回全国ボランティアフェスティバルやまなし

開催日：9月21日（土）～22日（日）

会場：「山梨県小瀬スポーツ公園」（山梨県甲府市）他

第12回（平成15年度） 石川県（予定）

現在、平成16年度（第13回）の開催地については、募集を行っているところであり、開催を希望する都道府県については、なるべく早い時期に全国ボランティアフェスティバル推進協議会（事務局：全国社会福祉協議会）に御要望頂くとともに、社会・援護局地域福祉課にもその旨ご連絡願いたい。

4 全国民生委員児童委員大会について

第71回全国民生委員児童委員大会

開催日：11月14日（木）～15日（金）

会 場：「グランキューブ大阪（大阪国際会議場）」他

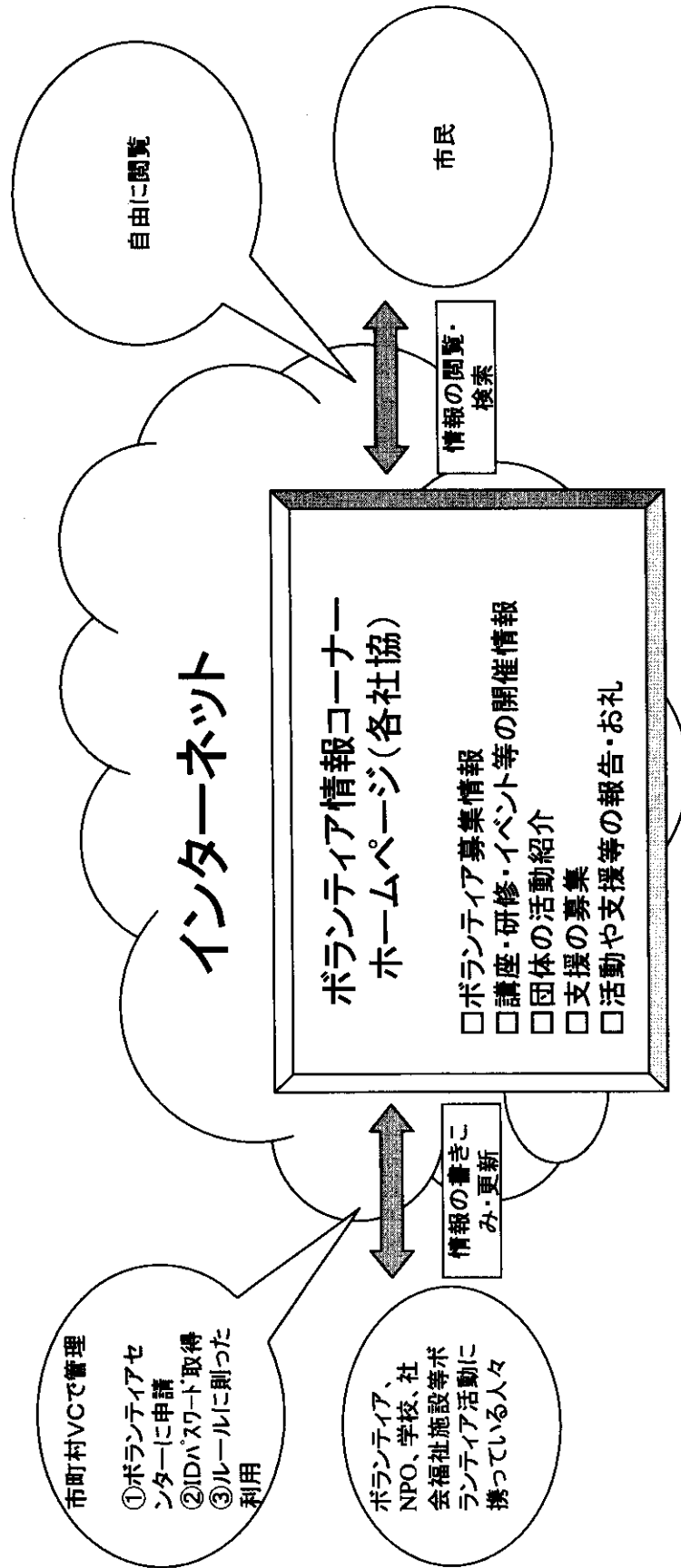
第 3 参 考 资 料

都道府県・指定都市別ボランティア活動団体及び活動人数

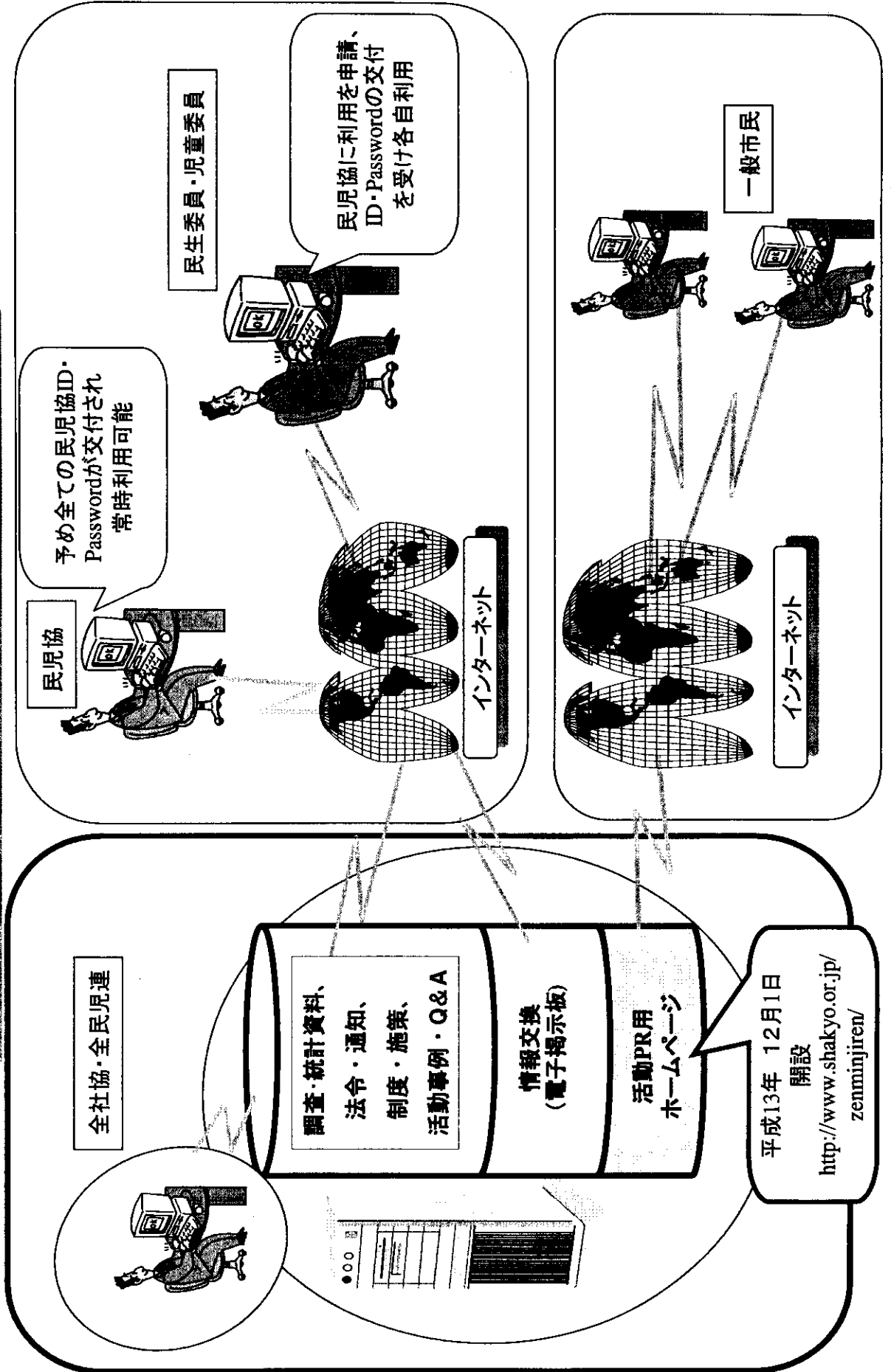
	ボランティア団体数 (団体)	ボランティア活動人数 (人)
01 北海道	4,056	263,987
02 青森県	1,288	141,466
03 岩手県	2,397	149,110
04 宮城県	2,386	155,266
05 秋田県	1,312	142,140
06 山形県	1,227	143,304
07 福島県	1,712	196,721
08 茨城県	2,105	131,170
09 栃木県	1,164	73,059
10 群馬県	1,219	132,933
11 埼玉県	3,882	452,369
12 千葉県	2,764	98,422
13 東京都	3,139	153,706
14 神奈川県	1,523	82,249
15 新潟県	3,193	337,002
16 富山県	1,543	72,945
17 石川県	1,009	69,151
18 福井県	809	75,353
19 山梨県	1,639	225,693
20 長野県	3,673	264,948
21 岐阜県	1,897	125,460
22 静岡県	2,592	229,331
23 愛知県	2,765	166,723
24 三重県	1,631	82,893
25 滋賀県	1,268	78,142
26 京都府	1,135	65,066
27 大阪府	1,499	231,591
28 兵庫県	5,158	281,989
29 奈良県	754	36,223
30 和歌山県	1,203	82,571
31 鳥取県	1,218	143,777
32 島根県	1,337	85,710
33 岡山県	1,236	71,005
34 広島県	1,944	160,416
35 山口県	1,743	226,669
36 徳島県	1,331	96,957
37 香川県	747	133,044
38 愛媛県	1,327	117,915
39 高知県	879	64,174
40 福岡県	1,391	82,836
41 佐賀県	1,109	80,491
42 長崎県	1,365	94,052
43 熊本県	2,216	154,819
44 大分県	1,246	88,297
45 宮崎県	1,217	98,985
46 鹿児島県	1,957	115,500
47 沖縄県	1,170	56,982
都道府県 合計	85,375	6,612,612
48 札幌市	834	59,421
49 仙台市	595	27,784
50 千葉市	294	20,289
51 横浜市	1,359	59,034
52 川崎市	457	19,146
53 名古屋市	1,282	46,695
54 京都市	715	60,041
55 大阪市	2,388	95,192
56 神戸市	1,185	33,377
57 広島市	326	26,681
58 北九州市	1,338	82,671
59 福岡市	1,500	76,204
指定都市 合計	12,273	606,535
総 計	97,648	7,219,147

平成13年3月現在 全国社会福祉協議会全国ボランティア活動振興センター調

ボランティアセンター情報ネットワークシステム



Mj-ASSIST (民生委員・児童委員活動支援システム)



地域福祉権利擁護事業の実施状況（全社協とりまとめ）

1. 相談援助件数（問い合わせ・相談件数） 平成13年12月末

内容 対象者 事項	合計	本事業の利用に関するもの				その他
		痴呆性高齢者 など	知的障害者 など	精神障害者 など	不明	
件数合計	130,488	69,840	15,332	17,975	3,139	24,202
北海道	3,603	1,512	1,010	349	196	536
青森県	868	463	35	33	41	296
岩手県	2,891	1,731	880	219	15	46
宮城県	2,106	570	234	401	135	766
秋田県	851	530	123	91	1	106
山形県	1,911	1,157	206	214	-	334
福島県	693	403	79	48	12	151
茨城県	306	130	29	30	-	117
栃木県	2,339	1,042	398	232	-	667
群馬県	1,340	589	175	204	-	372
埼玉県	1,451	913	140	132	40	226
千葉県	3,555	2,712	338	313	-	192
東京都	18,807	9,427	1,097	5,339	432	2,512
神奈川県	14,495	6,647	1,296	1,522	16	5,014
新潟県	3,946	2,215	578	683	149	321
富山県	1,841	1,461	113	119	43	105
石川県	2,711	1,926	155	85	31	514
福井県	1,990	580	233	87	2	1,088
山梨県	1,180	574	243	139	41	183
長野県	926	421	74	103	-	328
静岡県	1,363	954	132	182	53	42
岐阜県	593	356	74	85	7	71
愛知県	11,732	9,385	1,191	1,156	-	-
三重県	1,495	850	267	152	60	166
滋賀県	1,986	1,043	354	248	63	278
京都府	2,021	1,426	156	163	149	127
大阪府	11,098	4,562	1,282	1,700	205	3,349
兵庫県	4,914	2,016	310	275	579	1,734
奈良県	512	332	61	41	44	34
和歌山県	1,943	1,258	209	306	28	142
鳥取県	354	214	65	16	5	54
島根県	633	336	91	58	15	133
岡山県	3,003	1,429	496	329	-	749
広島県	6,716	3,852	1,160	1,329	-	375
山口県	4,288	1,540	425	309	345	1,669
徳島県	677	323	117	79	50	108
香川県	501	279	95	74	16	37
愛媛県	1,125	740	122	228	9	26
高知県	792	587	101	31	51	22
福岡県	1,111	581	139	103	4	284
佐賀県	321	184	37	28	-	72
長崎県	2,118	786	634	259	110	329
熊本県	524	418	41	54	1	10
大分県	716	403	82	86	60	85
宮崎県	1,001	422	143	148	58	230
鹿児島県	564	370	43	71	29	51
沖縄県	577	191	69	122	44	151

2 契約件数・契約準備件数

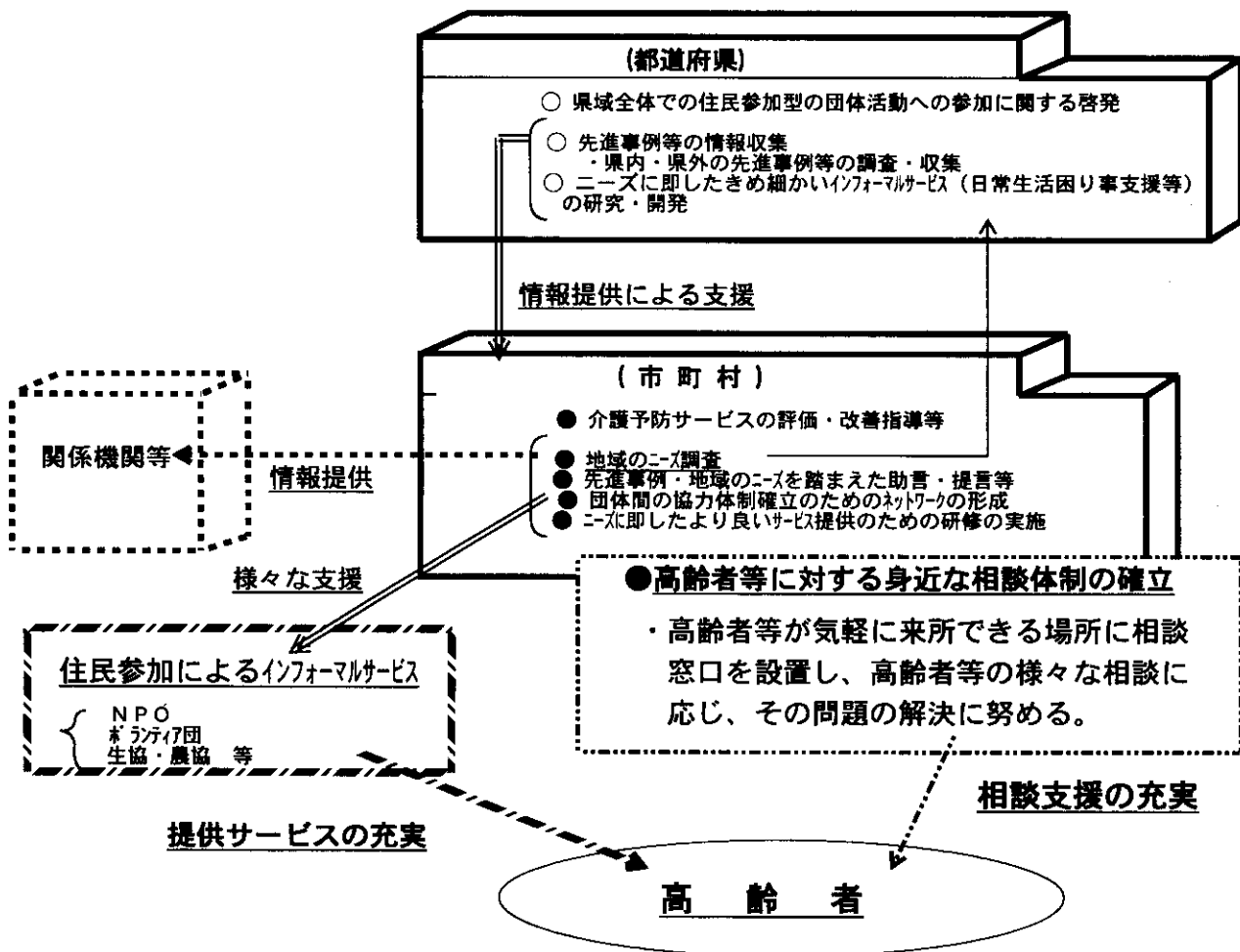
01'12/末
(件)

対象者 事項	(1) 契約締結件数					(2) 契約準備件数					(1) + (2)
	痴呆性高齢者 など	知的障害者 など	精神障害者 など	その他	計	痴呆性高齢者 など	知的障害者 など	精神障害者 など	その他	計	
件数合計	2,796	646	500	543	4,485	447	86	94	31	658	5,143
北海道	44	29	11	-	84	6	1	4	-	11	95
青森県	72	6	3	2	83	10	-	-	1	11	94
岩手県	68	29	5	-	102	2	1	1	-	4	106
宮城県	30	7	15	-	52	7	4	4	-	15	67
秋田県	8	4	2	-	14	3	-	1	-	4	18
山形県	24	4	1	2	31	3	-	-	1	4	35
福島県	10	1	1	-	12	5	3	2	-	10	22
茨城県	49	14	10	-	73	7	2	2	-	11	84
栃木県	106	35	12	-	153	3	-	-	-	3	156
群馬県	64	6	5	-	75	5	2	1	-	8	83
埼玉県	39	2	5	-	46	21	3	1	-	25	71
千葉県	71	9	9	-	89	18	1	1	-	20	109
東京都	259	31	26	1	317	49	3	9	2	63	380
神奈川県	143	10	13	412	578	78	10	12	11	111	689
新潟県	50	15	18	-	83	1	4	4	-	9	92
富山県	21	1	4	1	27	4	-	-	1	5	32
石川県	14	1	1	-	16	9	1	-	-	10	26
福井県	29	8	2	2	41	2	3	-	3	8	49
山梨県	46	11	9	4	70	2	3	1	1	7	77
長野県	37	7	7	5	56	10	1	1	-	12	68
岐阜県	28	4	1	-	33	3	-	-	-	3	36
静岡県	68	8	6	-	82	7	-	-	-	7	89
愛知県	201	13	15	-	229	25	1	9	-	35	264
三重県	55	24	10	-	89	10	4	2	1	17	106
滋賀県	45	25	16	6	92	11	2	3	2	18	110
京都府	31	2	1	-	34	7	1	4	-	12	46
大阪府	158	55	70	104	387	31	9	8	6	54	441
兵庫県	65	11	8	-	84	-	-	4	-	4	88
奈良県	13	2	4	2	21	7	-	-	1	8	29
和歌山県	27	8	7	-	42	9	1	1	-	11	53
鳥取県	24	8	3	-	35	1	1	1	-	3	38
島根県	80	40	18	-	138	4	3	-	-	7	145
岡山県	46	13	9	-	68	10	4	5	-	19	87
広島県	112	26	43	-	181	4	2	2	-	8	189
山口県	123	42	20	-	185	19	4	3	-	26	211
徳島県	23	3	2	1	29	5	1	-	-	6	35
香川県	36	17	11	-	64	3	1	-	-	4	68
愛媛県	119	18	39	-	176	2	-	1	-	3	179
高知県	10	6	-	1	17	4	1	-	1	6	23
福岡県	61	21	6	-	88	9	3	-	-	12	100
佐賀県	20	3	4	-	27	-	-	1	-	1	28
長崎県	52	27	10	-	89	5	1	1	-	7	96
熊本県	32	4	5	-	41	3	1	-	-	4	45
大分県	50	5	5	-	60	3	1	1	-	5	65
宮崎県	43	16	9	-	68	8	1	1	-	10	78
鹿児島県	58	5	9	-	72	8	-	1	-	9	81
沖縄県	32	10	10	-	52	4	2	2	-	8	60

※神奈川県は未分類のため13年3月分までをその他で集計。

高齢者地域支援体制整備・評価事業の概要

- 1 現在、「介護予防・生活支援事業」の各メニューにより行われている取組みが低調な市町村における
 - ① NPO、ボランティア団体、生協、農協等各種の住民参加による在宅福祉サービス団体に対して、高齢者のニーズに合った各種インフォーマルサービスの研究・開発、情報提供、ネットワークの形成等による支援
 - ② 介護予防の各メニューにより行われている事業の効果的実施のための事業の評価・改善指導等の実施
 - 2 市町村における、高齢者等に身近な相談窓口の設置等
 - 3 その他必要と認められる事業の実施
- により、高齢者の地域支援体制の整備と充実を図る。



※ 箇所は、14年度改正部分である。

生活福祉資金の貸付実績について

単位：千円

	更生資金	障害者更生資金	生活資金	福祉資金	住宅資金	修学資金	療養・介護資金	災害援護資金	計
昭和30年度	(5,601)	—	—	—	—	—	—	—	(5,601)
	187,095	—	(2,096)	—	—	—	(9,086)	—	187,095
35	796,191	—	58,276	—	—	—	269,176	—	(28,301)
	(12,175)	(3,400)	(131)	—	(6,376)	(4,103)	(5,693)	(4,750)	(36,628)
40	1,334,532	413,519	3,066	—	562,653	165,365	304,790	435,032	3,218,957
	(8,343)	(4,598)	(207)	—	(9,419)	(4,088)	(4,459)	(2,792)	(33,906)
45	1,779,946	1,123,975	15,694	—	1,704,677	171,191	448,083	395,929	5,639,495
	(5,487)	(4,511)	(357)	(2,401)	(7,989)	(5,339)	(1,733)	(634)	(28,451)
50	2,498,992	2,209,797	58,474	161,557	3,608,689	605,972	220,293	155,839	9,519,613
	(6,667)	(4,648)	(639)	(7,314)	(7,104)	(8,751)	(1,025)	(702)	(36,850)
55	4,757,878	3,609,227	241,546	1,283,117	4,546,645	2,874,506	160,608	271,998	17,745,525
	(4,008)	(2,623)	(585)	(369)	(3,766)	(10,089)	(1,184)	(371)	(22,995)
60	3,923,729	3,249,927	196,753	51,129	3,053,716	4,127,612	247,894	213,878	15,064,638
	(3,797)	(2,475)	(739)	(368)	(3,730)	(10,628)	(1,248)	(2,539)	(25,524)
61	3,884,160	3,323,474	298,028	54,818	3,388,460	4,472,878	288,101	369,501	16,079,420
	(2,976)	(2,155)	(634)	(374)	(3,054)	(10,771)	(1,072)	(606)	(21,642)
62	3,091,751	3,048,146	236,039	64,867	3,007,247	4,840,970	260,801	511,103	15,060,924
	(2,321)	(1,964)	(558)	(421)	(2,523)	(9,925)	(837)	(184)	(18,733)
63	2,348,155	2,826,599	214,077	83,653	2,604,416	4,920,193	199,999	158,603	13,355,695
	(1,842)	(2,453)	(547)	(2,889)	(2,394)	(8,873)	(752)	(188)	(19,938)
平成元	2,078,514	3,929,044	243,390	3,738,949	2,736,109	4,685,064	191,364	161,247	17,763,681
	(1,576)	(2,417)	(481)	(3,762)	(2,680)	(8,349)	(607)	(281)	(20,153)
2	1,920,100	3,980,508	220,294	4,870,932	3,335,921	4,786,802	161,189	258,269	19,534,015
	(1,454)	(2,208)	(442)	(2,955)	(2,853)	(8,418)	(527)	(1,101)	(19,958)
3	1,755,958	3,628,347	195,863	3,334,501	3,664,388	5,285,840	146,820	952,153	18,963,870
	(1,252)	(1,614)	(469)	(2,304)	(2,340)	(8,537)	(535)	(130)	(17,181)
4	1,515,836	2,670,315	221,556	2,449,434	3,202,870	5,807,372	146,897	154,062	16,168,342
	(1,393)	(1,524)	(537)	(2,441)	(2,313)	(9,693)	(524)	(427)	(18,852)
5	1,734,729	2,657,133	279,027	2,595,635	3,304,969	7,082,797	145,142	547,895	18,347,327
	(1,324)	(1,187)	(490)	(2,278)	(1,886)	(10,353)	(450)	(221)	(18,189)
6	1,621,672	2,129,437	235,528	2,441,254	2,764,055	7,785,462	128,715	281,781	17,387,904
	(1,149)	(1,040)	(420)	(2,063)	(1,664)	(10,515)	(419)	(105)	(17,375)
7	1,480,572	1,897,686	217,351	2,187,638	2,598,738	8,437,826	121,681	130,033	17,071,525
	(1,025)	(885)	(471)	(2,126)	(1,478)	(1,152)	(523)	(57)	(17,639)
8	1,176,232	1,639,076	217,878	2,294,926	2,317,547	9,136,683	144,630	71,517	16,998,489
	(938)	(744)	(458)	(1,783)	(1,123)	(11,152)	(529)	(100)	(16,827)
9	1,254,489	1,429,645	233,389	1,853,716	1,739,458	9,409,708	146,920	121,404	16,188,729
	(892)	(604)	(475)	(1,917)	(999)	(11,377)	(556)	(72)	(16,892)
10	1,213,532	1,117,152	242,898	1,836,333	1,498,684	9,609,419	152,805	75,869	15,746,692
	(859)	(450)	(435)	(1,695)	(731)	(9,217)	(493)	(137)	(14,017)
11	1,183,861	797,802	210,346	1,594,191	1,068,703	7,654,622	136,734	143,627	12,789,886
	(656)	(357)	(2,140)	(1,772)	(580)	(7,802)	(538)	(48)	(14,017)
12	810,658	612,150	527,430	1,546,506	857,087	6,091,731	146,427	44,156	10,636,145

(注) 1. () 内は、件数を示す。
 2. 生活資金には、昭和35年度まで家屋補修費が含まれている。
 3. 昭和46年度までの生活資金の出産費、葬祭費及び住宅資金の転宅費は昭和47年度以降福祉資金として貸付られている。

離職者支援資金申込受付開始時期一覧

(平成14年2月4日現在)

	都道府県	開始(予定)時期
1	北海道	3月 1日予定
2	青森県	2月 4日
3	岩手県	2月15日予定
4	宮城県	2月 1日
5	秋田県	3月11日予定
6	山形県	2月18日予定
7	福島県	3月末日予定
8	茨城県	2月15日予定
9	栃木県	1月28日
10	群馬県	12月27日
11	埼玉県	2月下旬予定
12	千葉県	1月28日
13	東京都	3月 7日予定
14	神奈川県	2月18日予定
15	新潟県	2月15日予定
16	富山県	2月 1日
17	石川県	2月21日予定
18	福井県	1月10日
19	山梨県	2月20日予定
20	長野県	2月 1日
21	岐阜県	1月24日
22	静岡県	1月28日
23	愛知県	2月 1日
24	三重県	2月12日
25	滋賀県	2月 1日
26	京都府	2月中旬予定
27	大阪府	2月 5日
28	兵庫県	2月 1日
29	奈良県	2月20日予定
30	和歌山県	2月15日予定
31	鳥取県	1月25日
32	島根県	2月 1日
33	岡山県	2月 1日
34	広島県	2月 1日
35	山口県	2月 1日
36	徳島県	3月22日予定
37	香川県	2月 1日
38	愛媛県	2月18日予定
39	高知県	3月 1日予定
40	福岡県	2月20日
41	佐賀県	3月15日予定
42	長崎県	1月10日
43	熊本県	2月 1日
44	大分県	2月上旬予定
45	宮崎県	3月 1日予定
46	鹿児島県	2月18日予定
47	沖縄県	3月 1日

消費生活協同組合の組合数・組合員数の推移

区 分	組 合 数				組 合 員 数		
	総 数	地 域	職 域	連 合 会	総 数	地 域	職 域
	組合	組合	組合	組合	千人	千人	千人
40年度	1,205	510	660	35	7,458	4,068	3,390
45年度	1,248	539	664	45	12,661	8,113	4,548
50年度	1,336	647	629	60	17,957	12,099	5,858
55年度	1,335	662	610	63	23,170	15,767	7,403
60年度	1,308	648	594	66	29,802	21,670	8,132
元年度	1,267	617	579	71	35,249	26,754	8,495
2年度	1,259	611	575	73	36,998	28,600	8,398
3年度	1,237	595	567	75	38,494	30,276	8,218
4年度	1,227	583	566	78	40,367	32,108	8,259
5年度	1,214	568	567	79	42,147	33,774	8,373
6年度	1,194	561	553	80	43,930	35,389	8,541
7年度	1,191	553	556	82	45,176	36,535	8,641
8年度	1,199	559	558	82	46,765	38,262	8,503
9年度	1,193	555	555	83	50,242	41,681	8,561
10年度	1,195	564	548	83	49,751	41,015	8,736